

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成24年7月30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区 久世殿城町338		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本電産株式会社 代表取締役社長 永守 重信 電話075-922-1111					
主たる業種	小型モータ製造業	細分類番号	2	8	2	2	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	①フロア合計消費電力量を2010年度想定負荷原単位値を基準とし、3%の削減 ②A4用紙使用量2010年度実績値を基準とし、2%の削減 ③推進単位別 環境目的・目標推進部門別テーマ 1件/年の推進						
計画を推進するための体制	管理部門役員をリーダーとし、本社ビル全体及び推進ブロック毎の環境目標を策定・実行する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,421.7 トン	3,327.6 トン	トン	トン	-2.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,532.0 トン	3,327.6 トン	トン	トン	-5.8 パーセント	
実績に対する自己評価		基準年度の数値に対し第1年度の実績が目標を大幅に可達となった要因として、電力使用量の大幅削減があげられる。特に夏季においては関西電力管内の夏季節電要請10%に対し、設備増に伴う想定最大電力比▲13.8%の使用量削減を行った。具体的方策として、照明の開引き、空調運用ルールの変更を行った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (従業員数)	59.29	57.48			-3.05 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		原単位算出の指標である従業員数(12ヶ月平均)の減少、昨年対比▲17.7人を排出量の下げ幅が上回り、原単位値の削減を達成できた。大幅な設備入替等によらず、既存設備での運用ルールの変更などの地道な取り組みの成果が出た。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		75.0 パーセント	83.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	設備運用管理の徹底と、運用改善により温室効果ガスの排出量削減を行った。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	社員送迎用のマイクロバスを最寄駅から運行。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社員数に対しマイカー通勤者の割合は一定数で推移しており自動車通勤は抑制されている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境出前授業の実施。</li> <li>・エコ京都21「エコスタイル部門認定事業所」の認定継続。</li> <li>・環境省主催のライトダウン・キャンペーン セタライトダウン(7/7)に参加。</li> </ul>						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。